主 文原判決を破棄する。 被告人は無罪。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人平山成信作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。 論旨は、原判決の量刑不当を主張するのであるが、職権をもつて調査すると、原判決は、後記のとおり、刑事訴訟法三九七条、三八〇条により破棄を免れないものと認められる。

本件公訴事実は、「被告人は、自動車運転の業務に従事するものであるが、昭和四三年一二月二三日午後零時五分頃、普通乗用自動車を運転し、大阪市 a 区 b 町 c 丁目 d 番地先の交通整理の行なわれていない交差点を、北から南に向い直進するたり、同交差点の左右の見とおしが困難であつたから、一時停止または徐行安を在前選することなく、時速約三〇キロメートルで進入した業務上の過失により、を差点を確認することなく、時速約三〇キロメートルで進入した業務上の過失により、で差点を西から東に向い直進してきたA(当時三七年)運転の第二種原動機付自を交差点を西から東に向い直進してきたA(当時三七年)運転の第二種原動機付自を受する頚椎捻挫、左肘部および前膊部挫傷等の傷害を負わせたものである。」というのであり、原判決は、右公訴事実のとおりの事実を認定して、これに対しているのである。

ところで、徐行義務違背の点を除き原判決摘示の事実は、その挙示する証拠によって認め得るところであるが、原判決が、本件事故につき被告人に過失の責を問う所以は、被告人が道路交通法(以下単に法という)四二条所定の徐行義務を怠り、時速約三〇キロメートルのまま交差点に進入したという点にあることは、その判示するところによつて明らかである。

しかしながら、本件交差点のような法四二条にいうところの交通整理の行なわれていない左右の見とおしのきかない交差点であつても、その車両の進行している路が法三六条により優先道路の指定を受けているとき、またはその幅員が明らかにないため同条により優先通行権が認められているときには、法四二条所定の徐行義務、すなわち、直ちに停止することができるような速度(法二条二〇号)にま四条でである。で進行する義務を負わないものと解するのが相当である(最高裁判所昭四二年(あ)二一一号同四三年七月一六日第三小法廷判決刑集二二巻七号三一七頁、同裁判所同四二年(あ)二八八五号同四三年一月一五日第二小法廷判決刑事裁判法、同裁判所同四三年(あ)二一二一号同四四年一二月五日第二小法廷判决、同裁判所同四四年(オ)二八九号同四五年一月二七日第三小法廷判決民集二四巻一号五六頁等参照)。

これを本件についてみるに、司法警察職員作成の昭和四三年一二月二三日付実況見分調書および当裁判所の検証調書によると、被告人車進行の南北に通ずる道路(以下南北道路という)は、幅員ーーメートルの舗装道路であるのに対し、これと直角に交差する被害車進行の東西に通ずる道路(以下東西道路という)は、幅員六メートルの舗装道路であることが認められ、被告人車の進行道路は、被害車の進行道路よりは明らかに広く、法三六条にいうところの「明らかに広い道路」であることが明白であり、従つて被告人車の方に優先通行権が認められるのである。被告人事には法四二条所定の徐行義務はないものといわなければならない。

いるからといつて、これがため、明らかに広い道路である南北道路を進行する車両の優先通行権が否定され、徐行義務を負うに至るものとは解し難い。もつとも、法三六条によつて優先通行権が認められる場合、如何なる事情があつても常に徐優務がないとは断じ難いのであつて、右の如き標示板が設置されていることは、優先通行権者の注意義務を判断するうえにおいて考慮すべき一事情というべきであるが、本件のように、交差する双方の道路の幅員に極めて明瞭な広狭の差がある場合、被告人車の如く広い道路を進行する車両において、後に認定する本件被害車のように、あえて交通法規に違反し広い道路を進行する車両を無視して、狭い道路から交差点に進入する車両のあり得ることまで予想して、事故発生防止のために、徐行しなければならない義務はないというべきである。

以上みてきたとおり、本件においては、被告人に徐行義務を怠つた過失があったとはいえないのである。しかして、他に被告人に過失の点を認むべき証拠はなく、原審および当審において取調べた証拠によると、被告人は、南北道路を時速約50地点で、東西道路を西から東進して同交差点内に進入する被害車を、当時交差事を、北西角に小型貨物自動車が駐車していたため、南進する被告人が右の如き被害車に不発見することの可能な限界の地点である。)。直ちに急制動の措置をというが表見することの可能な限界の地点である。)。直ちに急制動の措置をというが表見することを発見したが、自己が先に通過できるものと軽信して、被告人車を待避することなくそのまま進行したことが明らかであつて、本件事故に専ら被害者の過失に起因するものというのほかない。

してみると、本件において、被告人に過失責任を認めた原判決は、刑法二一一条 前段の解釈適用を誤り、本件被告事件が罪とならないのに、これを有罪としたもの というべく、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決はこの 点において既に破棄を免れない。

よつて、量刑不当の論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法三九七条、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書、四〇四条、三三六条により主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 木本繁 裁判官 家村繁治 裁判官 中武靖夫)